令和７年度
改正版

毎日を心豊かに

# 介護保険

## 令和7年度 介護保険制度のおもな改正ポイント

**令和7年4月から**

- 介護保険料の所得段階について、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

**令和7年8月から**

- 介護老人保健施設、介護医療院で一部の多床室に室料負担が導入されます。そのため、一部で基準費用額が変わります
- 高額介護サービス費等と特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の一部が変更予定です

**見てわかる！かんたん！介護保険 動画**
https://vimeo.com/826791150/83efbd9bab
こちらからのURL、二次元コードから動画がご覧になれます


介護保険料
介護保険のしくみ
サービス利用の手順
サービスの利用者負担
利用できるサービス
保険証・負担割合証
事業者一覧



安八郡広域連合
令和7年4月

# ＊介護保険料

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、国、都道府県、市区町村が負担する「公費」を財源として運営されています。

## ＊介護保険の財源構成（令和6～8年度）　●利用者負担分は除く

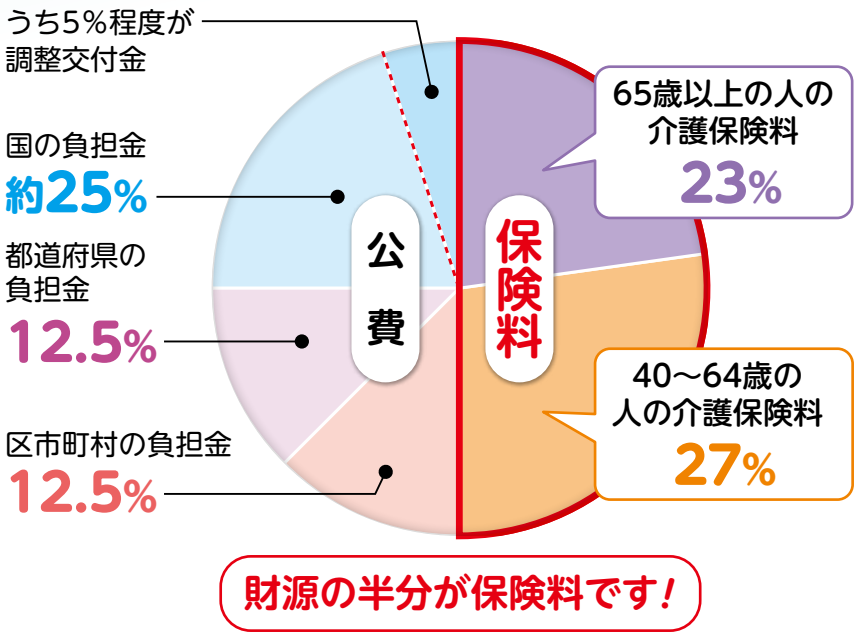


保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

## ＊介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口にご相談ください。

| | |
|---|---|
| **納期限を過ぎると** | 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。 |
| **1年以上**<br>滞納すると | サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。 |
| **1年6か月以上**<br>滞納すると | サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止められ、滞納分の保険料にあてられる場合があります。 |
| **2年以上**<br>滞納すると | サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。 |

みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

## 40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料

40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

| | 国民健康保険に加入している人 | 職場の医療保険に加入している人 |
|---|---|---|
| 決まり方 | 保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 | 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。 |
| 納め方 | 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料）として世帯主が納めます。 | 医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。<br>●40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。 |

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

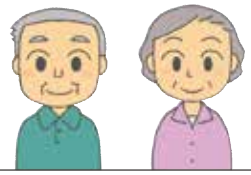

| | |
|---|---|
| 決まり方 | 「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。自分の保険料額を確認してみましょう（▶P4）。 |
| 納め方 | 65歳の誕生日の「前日」がある月の分から納めます。受給している年金額により、下記の**「特別徴収」**または**「普通徴収」**で納めます。<br>●納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。 |

### 年金から支払い（特別徴収）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円以上**の人

年金の定期支払い（年6回）の際に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

●老齢福祉年金など非課税年金は対象になりません。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になった年度
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢〈退職〉年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合　など

**◉特別徴収のイメージ**

| 前年度 | 本年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2月（6期） | 4月（1期） | 6月（2期） | 8月（3期） | 10月（4期） | 12月（5期） | 2月（6期） |
| 本徴収 | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |

年間の介護保険料額は、前年の所得が確定する6月以降に決定されます。そのため前年度から継続して特別徴収の人は、

①4・6・8月は前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。

②10・12・2月は確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます（本徴収）。

### 納付書／口座振替（普通徴収）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円未満**の人

市区町村から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

**口座振替がおすすめです！**

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

**●保険料の納付書　●預（貯）金通帳　●通帳届け出印**

申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めます。

## ❋保険料額は所得等に応じて決まります（65歳以上の人）

65歳以上の人の保険料額は、「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。基準額とは、保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに介護保険給付にかかる費用（介護サービスの利用量など）や65歳以上の人数などから算出します。そのため、市区町村ごとに保険料額は異なります。

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分（23\%）}}{\text{市区町村の65歳以上の人数}}$$

### ●自分の保険料額を確認しましょう（65歳以上の人）

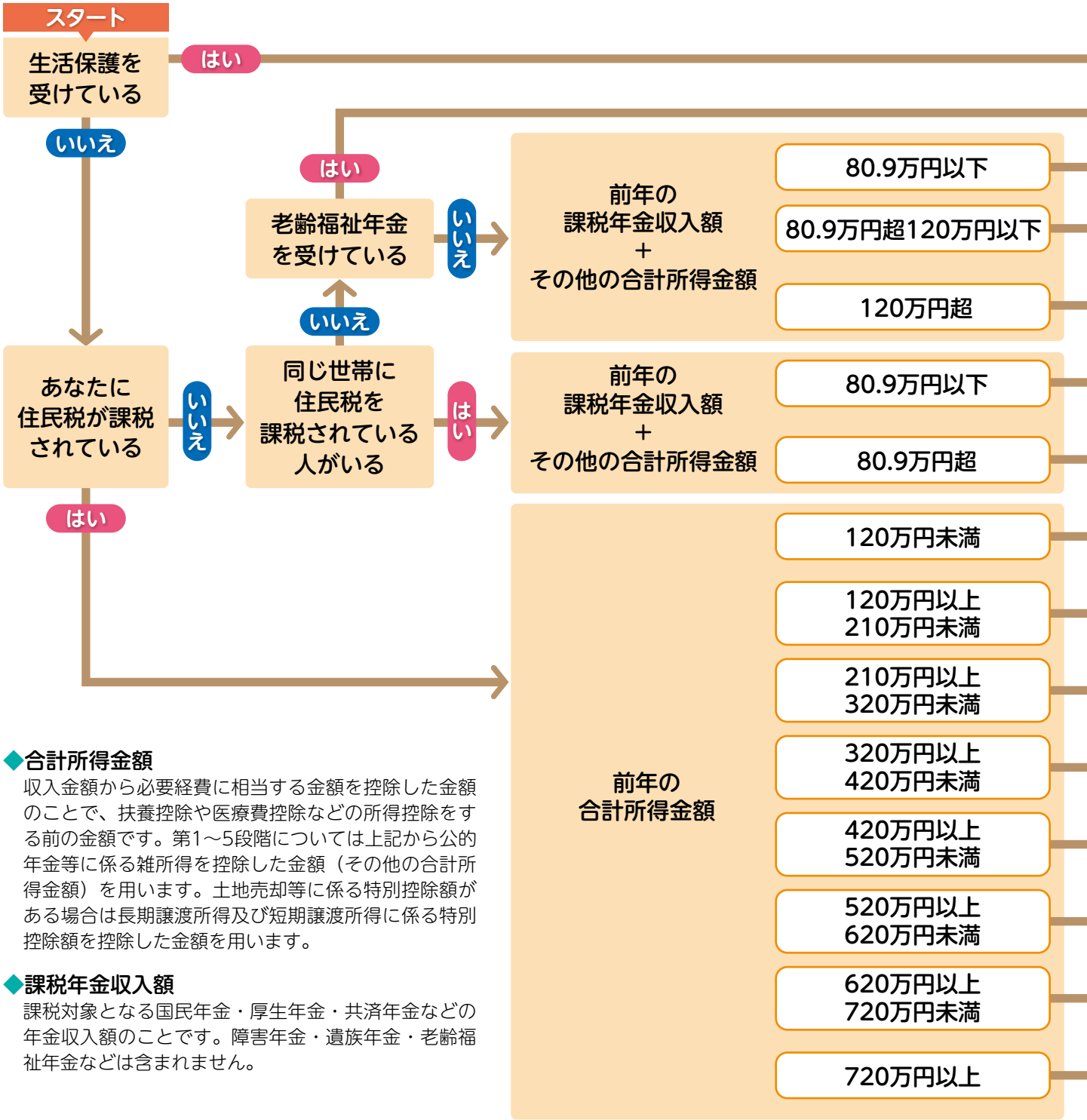


**◆合計所得金額**

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については上記から公的年金等に係る雑所得を控除した金額（その他の合計所得金額）を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

**◆課税年金収入額**

課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

## ❋65歳になる年度の介護保険料

介護保険料は、40～64歳までの方と、65歳以上の方とで納める方法が異なります。

40～64歳の介護保険料については、加入されている医療保険の保険料に含めて納めますが、65歳以上の方は「65歳の誕生日の前日の属する月の分」から介護保険料をご自身で納めることになります。（P2にあるように、年金の年額が18万円以上ある方でも、年金から支払われるようになるまでの期間は普通徴収で納めます）

**介護保険料を単独で納め始めるのはいつから？**

例

| | |
|---|---|
| 10月1日生まれ | 9月分から納めます |
| 10月2日生まれ | 10月分から納めます |

**介護保険料基準月額は6,000円です。**

（令和６年度～令和８年度）

| 所得段階 | 町民税 本人 | 町民税 世帯 | 対象となる方 | | 調整率 | 保険料 月額 | 保険料 年額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1段階 | 非課税 | 非課税 | ●生活保護受給の方、老齢福祉年金受給の人<br>●前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人 | | 基準額×0.285 | 1,700円 | 20,400円 |
| 第2段階 | 非課税 | 非課税 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計 | 80.9万円超120万円以下の人 | 基準額×0.485 | 2,900円 | 34,800円 |
| 第3段階 | 非課税 | 非課税 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計 | 120万円超の人 | 基準額×0.685 | 4,100円 | 49,200円 |
| 第4段階 | 非課税 | 課税 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計 | 80.9万円以下の人 | 基準額×0.9 | 5,400円 | 64,800円 |
| 第5段階 | 非課税 | 課税 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計 | 80.9万円超の人 | 基準額×1.0 | 6,000円 | 72,000円 |
| 第6段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 120万円未満の人 | 基準額×1.2 | 7,200円 | 86,400円 |
| 第7段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 120万円以上210万円未満の人 | 基準額×1.3 | 7,800円 | 93,600円 |
| 第8段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 210万円以上320万円未満の人 | 基準額×1.5 | 9,000円 | 108,000円 |
| 第9段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 320万円以上420万円未満の人 | 基準額×1.7 | 10,200円 | 122,400円 |
| 第10段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 420万円以上520万円未満の人 | 基準額×1.9 | 11,400円 | 136,800円 |
| 第11段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 520万円以上620万円未満の人 | 基準額×2.1 | 12,600円 | 151,200円 |
| 第12段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 620万円以上720万円未満の人 | 基準額×2.3 | 13,800円 | 165,600円 |
| 第13段階 | 課税 | 課税 | 前年の合計所得金額 | 720万円以上の人 | 基準額×2.4 | 14,400円 | 172,800円 |

# ＊介護保険のしくみ

介護保険制度は、安八郡広域連合が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

## 安八郡広域連合（保険者）

介護保険制度の運営は、安八郡広域連合が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。

●保険料の納付

●要介護認定
●保険証の交付
●負担割合証の交付

●介護報酬の支払い

●介護報酬の請求

連 携

## 神戸町・輪之内町・安八町

相談窓口など、住民と直接の対応業務を行います。

- 要介護認定や介護保険給付申請の受付
- 保険証の再交付等

●要介護認定申請

●保険証の再発行等

### 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメントを行います。
- 総合的な相談・支援を行います。
- 権利擁護、虐待を早期発見・防止します。
- ケアマネジャーを支援します。

相談等

支 援

連 携

連 携

## サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

連携

## 居宅介護支援事業者

介護サービスの相談窓口を行います。

- 介護支援専門員【ケアマネジャー】が利用者の状態維持・改善を目指したケアプランの作成を行います。
- その他介護全般についての相談を行います。

相談等

支 援

●サービスの提供

●利用料の支払い

※掲載している内容については、今後変更される場合があります。

# 介護保険に加入する人（被保険者）

本人の状態に合わせたサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請などをします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

## 第1号被保険者 65歳以上の人

**サービスを利用できる人**

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、安八郡広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、各町へ届け出が必要です。示談前に各町の担当窓口へ連絡してください。

## 第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人

（医療保険に加入している人）

**サービスを利用できる人**

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、安八郡広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

**特定疾病**　加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる16疾病。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には、一人に1枚の保険証「介護保険被保険者証」が交付されます（P24参照）。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

### ■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます（P24参照）。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（P9参照）が記載されています。

- サービス利用時には、介護保険の保険証とともにサービス事業者に提示します。

# ＊サービス利用の手順

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口に相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

## 1 窓口に相談します

介護や支援などが必要になったと思ったら、地域包括支援センターに相談しましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望

## 2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、各町の窓口に要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

**申請に必要なもの**

- 要介護・要支援認定申請書
- (65歳以上の人) 介護保険の保険証
- (40～64歳の人) 医療保険の資格が確認ができるもの
  (「有効な医療保険の保険証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」のうち、いずれか1点)

## 3 調査と審査が行われます

**●認定調査**

心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。

※全国共通の調査票が使われます。

**●一次判定（コンピュータ判定）**

調査票と主治医意見書をもとにコンピュータによる判定をします。

**●二次判定（介護認定審査会）**

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

**主治医意見書**

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

## 2 基本チェックリストを受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。

※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストの判定によるサービス・活動事業の利用はできないため、要介護認定を申請し、要支援1・2と認定される必要があります。

生活機能の低下がみられた

非該当

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に安八郡広域連合から送られてきます。更新については、有効期間満了前（満了日の60日前から受付）に更新手続きが必要です。

## 4 認定結果をお知らせします

**要介護１**
**要介護２**
**要介護３**
**要介護４**
**要介護５**

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

**要支援１**
**要支援２**

要介護状態が軽く、介護予防サービスやサービス・活動事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

**非該当**

要介護・要支援に該当しなかった人です。サービス・活動事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

## 2 要介護認定の申請へ

## 事業対象者

### 介護サービス（介護給付）を利用できます

▶P11へ

居宅介護支援事業者に依頼してケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

### 介護予防サービス（予防給付）を利用できます

▶P12へ

地域包括支援センターまたは指定居宅支援事業所*が介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

*安八郡広域連合から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に限ります。

●介護予防ケアプランにもとづき、サービス・活動事業をあわせて利用できます。

### 介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

▶P22へ

各町が行う、65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

#### サービス・活動事業

❶**訪問型サービス**
（身体介護、生活援助、ゴミ出しや移動支援など）

❷**通所型サービス**
（機能訓練、身体介護、ミニデイサービスなど）

❸**その他生活支援サービス**
（配食、見守り、地域サロンの開催、外出支援など）

#### 一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。

# ＊サービスの利用者負担

サービスの利用者負担は、原則費用の1割、2割、3割です（残りは支給限度額まで介護保険が負担）。サービス内容によっては居住費等、食費などが別途必要です。

## ■利用者負担の割合

●40～64歳の人（第2号被保険者）、生活保護受給者は所得にかかわらず1割負担。

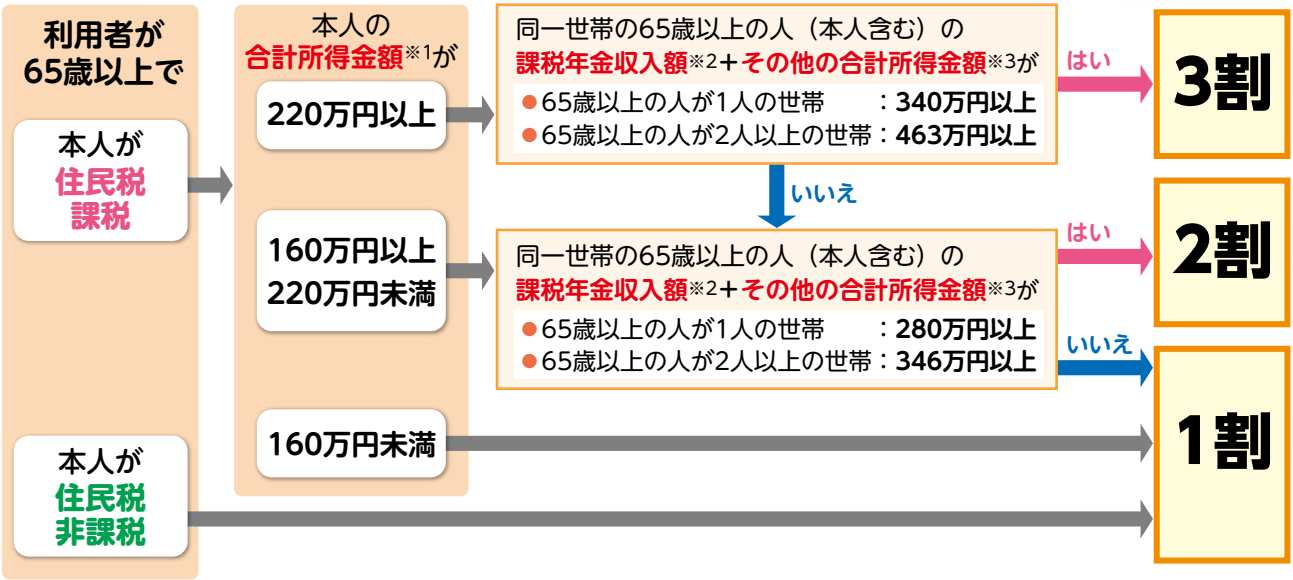


※1　**合計所得金額**とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2　**課税年金収入額**とは、老齢（退職）年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。

※3　**その他の合計所得金額**とは、合計所得金額（※1）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

## ■支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険が負担する上限（支給限度額）が決められています。支給限度額を超えたサービスを利用した場合は、超えた分を利用者が全額負担します。

### おもな在宅サービスなどの支給限度額

| 要介護状態区分等 | 1か月の支給限度額 |
|---|---|
| 事業対象者 | 50,320円<br>（例外的に105,310円） |
| 要支援1 | 50,320円 |
| 要支援2 | 105,310円 |
| 要介護1 | 167,650円 |
| 要介護2 | 197,050円 |
| 要介護3 | 270,480円 |
| 要介護4 | 309,380円 |
| 要介護5 | 362,170円 |

●介護保険からの保険給付分も含んだ額です。

### 例　利用者負担の割合が1割の人の場合

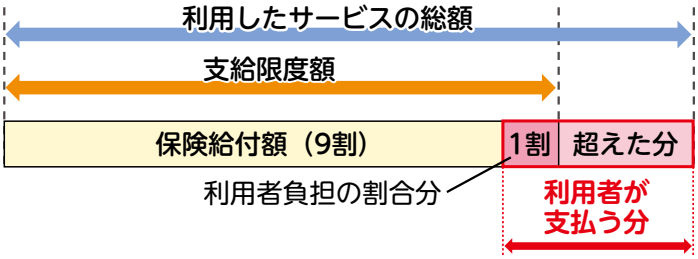


**支給限度額に含まれないサービス**

●特定福祉用具販売　●住宅改修費支給
●居宅療養管理指導
●認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
●特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用以外）
●介護老人福祉施設　●介護老人保健施設
●介護医療院
※介護予防サービス、地域密着型の当該サービス含む

## ※利用者負担を軽減します（申請が必要です）

### ●サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が上限額を超えたときは、**申請により**、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

### ■利用者負担の上限（1か月）

| 利用者負担段階区分 | | 上限額（世帯合計） |
|---|---|---|
| 住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合 | 課税所得690万円以上 | 140,100円 |
| | 課税所得380万円以上690万円未満 | 93,000円 |
| | 課税所得145万円以上380万円未満 | 44,400円 |
| 一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合） | | 44,400円 |
| 住民税世帯非課税等 | | 24,600円 |
| ●課税年金収入額※1＋その他の合計所得金額※2が80万円※3以下の人<br>●老齢福祉年金の受給者 | | 15,000円（個人） |
| 生活保護の受給者<br>利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 | | 15,000円（個人）<br>15,000円 |

※1、2　P9の「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」の説明を参照。
※3　　令和7年8月から変更予定です。
●市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

| 高額介護サービス費の対象にならない費用 | ●支給限度額を超えた利用者負担　●居住費等、食費、日常生活費<br>●住宅改修や福祉用具購入の費用　など |
|---|---|

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下記限度額を超えたときは、**申請により**、超えた分が後から支給されます。

### ■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月1日～翌年7月31日の算定分）

| 所得（基礎控除後の総所得金額等） | 70歳未満の人がいる世帯 |
|---|---|
| 901万円超 | 212万円 |
| 600万円超<br>901万円以下 | 141万円 |
| 210万円超<br>600万円以下 | 67万円 |
| 210万円以下 | 60万円 |
| 住民税<br>非課税世帯 | 34万円 |

| 所得区分 | ①70～74歳の人がいる世帯<br>②後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯 |
|---|---|
| 課税所得690万円以上 | 212万円 |
| 課税所得380万円以上<br>690万円未満 | 141万円 |
| 課税所得145万円以上<br>380万円未満 | 67万円 |
| 一　般 | 56万円 |
| 低所得者Ⅱ | 31万円 |
| 低所得者Ⅰ※ | 19万円 |

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

**その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります**

# ❋利用できるサービス

**利用者の負担は、原則としてサービス費用の1割、2割、3割（▶P9）です。**

◉介護保険と医療保険で同様の給付がある場合、要介護認定を受けた後は原則として介護保険の給付が優先され、医療保険の給付は行われません。

◉訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できる共生型サービスの対象です。

◉冊子に記載されている「サービス費用」はめやすです。これ以外に、サービスによっては居住費等、食費、日常生活費などの自己負担や、サービス内容や地域などによる加算があります。

凡例
- 要介護　要介護1～5の人が対象（介護サービス）
- 要支援　要支援1・2の人が対象（介護予防サービス）
- 事業対象者　事業対象者（▶P26）が対象
- 65歳以上　65歳以上の人が対象

## 在宅サービス　自宅などで生活しながら利用するサービスです。

### ❋ホームヘルパーの訪問を受けて利用するサービス

#### 訪問介護（ほうもんかいご）　要介護
（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつの介護などの「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」を行います。

●要支援1・2、事業対象者の人は、サービス・活動事業の訪問型サービスが利用できます（▶P23）。

| 内　容 | 利用時間など | サービス費用 |
|---|---|---|
| 身体介護が中心 | 30分以上<br>1時間未満 | 3,870円 |
| 生活援助が中心 | 45分以上 | 2,200円 |

●早朝、夜間、深夜などは加算があります。

| | | |
|---|---|---|
| 通院時の乗車・降車等介助 | 1回につき | 970円 |

●通院等のために訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車・降車の介助、乗車前降車後の屋内での移動等の介助、または通院先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。

| | | |
|---|---|---|
| 身体介護 | 食事、入浴、排せつの介助など利用者の身体に直接触れる介助等で、本人が行うのが困難な場合 | ●排せつ介助・おむつ交換<br>●入浴介助・身体の清拭<br>●着替え・体位変換の介助<br>●通院、官公署への届出等の外出介助　など |
| 生活援助 | 掃除、洗濯、買物、調理などの家事で、利用者が行うことが困難な場合 | ●利用者が使用する居室等の掃除<br>●利用者の衣類等の洗濯<br>●食料等の生活必需品の買物<br>●一般的な食事の調理　など |

### 介護保険の訪問介護では利用できないもの

**●利用者の日常生活の援助の範囲を超えるものや、趣味嗜好に関するもの**

●利用者以外の人の洗濯、調理、買物、布団干し　●おもに利用者が使用する居室等以外の掃除　●来客の応接
●留守番　●自家用車の洗車や掃除　●庭の草取り、植物の剪定、草木の水やり　●犬の散歩　●家具の移動
●部屋の模様替え　●特別な手間をかけて行う調理　●大掃除、床のワックスがけ　●家屋の修理、ペンキ塗り
●ドライブ　●カラオケ　●パチンコ　●冠婚葬祭　●お祭りなど地域の行事への参加　など

**●金銭・貴重品の取り扱い**　預貯金の引き出しや年金の受け取り　など

**●医療行為**

## ❋介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

# 訪問入浴介護（ほうもんにゅうよくかいご） 要支援 要介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、事業者が持参した浴槽で入浴介護を行います。

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1回につき | 要支援1・2 | 8,560円 |
| | 要介護1～5 | 12,660円 |

●看護職員は利用者の入浴前後の体温や血圧、脈拍等のバイタルチェックや入浴介助等を行います。医療行為はできません。

## ❋自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

# 訪問リハビリテーション（ほうもん） 要支援 要介護

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1回（20分以上）につき | 要支援1・2 | 2,980円 |
| | 要介護1～5 | 3,080円 |

●週6回を限度。

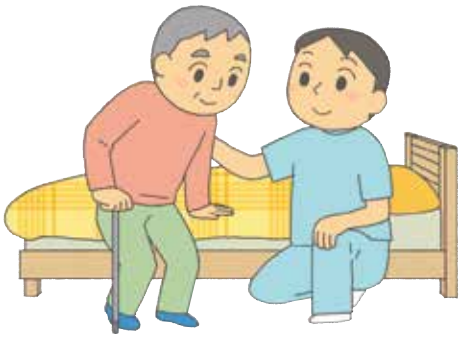

| | |
|---|---|
| 理学療法士（PT） | 身体的な機能低下が見られる人などに、医師の指示のもと、立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。 |
| 作業療法士（OT） | 身体的な機能低下が見られる人などに、医師の指示のもと、絵画、手工芸、園芸等さまざまな作業を通して、日常生活で必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。 |
| 言語聴覚士（ST） | 言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした訓練や助言、支援をします。 |

## ❋看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

# 訪問看護（ほうもんかんご） 要支援 要介護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助等を行います。

訪問看護ステーションから訪問の場合

| 訪問看護の時間 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 20分未満 | 要支援1・2 | 3,030円 |
| 30分未満 | | 4,510円 |
| 30分以上1時間未満 | | 7,940円 |
| 20分未満 | 要介護1～5 | 3,140円 |
| 30分未満 | | 4,710円 |
| 30分以上1時間未満 | | 8,230円 |

●がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

## ❋居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

### 居宅療養管理指導（きょたくりょうようかんりしどう）

要支援　要介護

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院や通所が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

単一建物居住者が1人の場合

| 職　種 | 利用限度 | サービス費用／1回 |
|---|---|---|
| 医師 ※1 | 1か月に2回 | 5,150円 |
| 歯科医師 ※1 | 1か月に2回 | 5,170円 |
| 薬剤師（医療機関） | 1か月に2回 | 5,660円 |
| 薬剤師（薬局） | 1か月に4回 | 5,180円 |
| 管理栄養士 ※2 | 1か月に2回 | 5,450円 |
| 歯科衛生士等 | 1か月に4回 | 3,620円 |

※1　訪問診療または往診を行った日に限る。
※2　指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合。

## ❋事業所に通所して利用するサービス

### 通所介護（つうしょかいご）（デイサービス）

要介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用します。

●要支援1・2、事業対象者の人は、サービス・活動事業の通所型サービスが利用できます（▶P23）。

通常規模の事業所の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 7時間以上8時間未満の場合（送迎含む） | 要介護1 | 6,580円 |
| | 要介護2 | 7,770円 |
| | 要介護3 | 9,000円 |
| | 要介護4 | 10,230円 |
| | 要介護5 | 11,480円 |

●食費などは自己負担になります。

### 通所リハビリテーション（つうしょ）（デイケア）

要支援　要介護

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。要支援の人は目標に応じたサービスも利用できます。

通常規模の事業所の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1か月につき（送迎、入浴含む） | 要支援1 | 22,680円 |
| | 要支援2 | 42,280円 |

●食費などは自己負担になります。
●利用者の目標に応じた「栄養改善」「口腔機能向上」などの選択的サービスも利用できます。

通常規模の事業所の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 7時間以上8時間未満の場合（送迎含む） | 要介護1 | 7,620円 |
| | 要介護2 | 9,030円 |
| | 要介護3 | 10,460円 |
| | 要介護4 | 12,150円 |
| | 要介護5 | 13,790円 |

●食費などは自己負担になります。

## ❋短期間施設に入所して利用するサービス

◉連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。

◉連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。

### 短期入所生活介護（ショートステイ） 要支援 要介護

たんきにゅうしょせいかつかいご

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

介護老人福祉施設［併設型・多床室］を利用の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1日につき | 要支援1 | 4,510円 |
| | 要支援2 | 5,610円 |
| | 要介護1 | 6,030円 |
| | 要介護2 | 6,720円 |
| | 要介護3 | 7,450円 |
| | 要介護4 | 8,150円 |
| | 要介護5 | 8,840円 |

●食費などは自己負担になります。

### 短期入所療養介護（ショートステイ） 要支援 要介護

たんきにゅうしょりょうようかいご

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

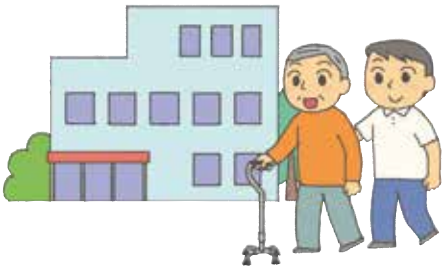

介護老人保健施設［多床室］を利用の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1日につき | 要支援1 | 6,130円 |
| | 要支援2 | 7,740円 |
| | 要介護1 | 8,300円 |
| | 要介護2 | 8,800円 |
| | 要介護3 | 9,440円 |
| | 要介護4 | 9,970円 |
| | 要介護5 | 10,520円 |

●食費などは自己負担になります。

## ❋有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

### 特定施設入居者生活介護 要支援 要介護

とくていしせつにゅうきょしゃせいかつかいご

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1日につき | 要支援1 | 1,830円 |
| | 要支援2 | 3,130円 |
| | 要介護1 | 5,420円 |
| | 要介護2 | 6,090円 |
| | 要介護3 | 6,790円 |
| | 要介護4 | 7,440円 |
| | 要介護5 | 8,130円 |

**住所地特例が適用されます**

他市区町村の特定施設（地域密着型サービスは除く）に入居して、その施設に住所変更した場合でも、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

## ❋福祉用具で自立した日常生活の促進や介助者の負担を減らすサービス

# 福祉用具貸与（ふくしようぐたいよ） 要支援 要介護

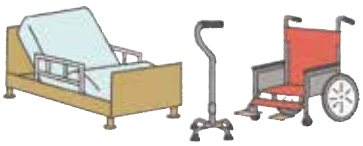

日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。利用者はレンタル費用の利用者負担の割合分（▶P9）を負担します。

| 対象となる福祉用具<br>◆印の一部は利用者の選択により購入も可能 | 要支援1・2<br>要介護1 | 要介護2・3 | 要介護4・5 |
|---|---|---|---|
| 手すり（工事をともなわないもの） | ● | ● | ● |
| スロープ（工事をともなわないもの）◆ | | | |
| 歩行器◆ | | | |
| 歩行補助つえ◆ | | | |
| 車いす（車いす付属品を含む） | × | ● | ● |
| 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む） | | | |
| 床ずれ防止用具 | | | |
| 体位変換器 | | | |
| 認知症老人徘徊感知機器 | | | |
| 移動用リフト（つり具の部分を除く） | | | |
| 自動排泄処理装置 | ▲ | ▲ | ● |

●利用できます
▲尿のみを吸引するものは利用できます
×原則として利用できません

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。事業者によって用具の機種や費用は異なります。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

# 特定福祉用具販売（とくていふくしようぐはんばい） 要支援 要介護

申請が必要です

対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

### 対象となる福祉用具

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

**福祉用具貸与対象用具のうち、下記はケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。**

◆固定用スロープ　◆歩行器（歩行車を除く）
◆単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

### 福祉用具購入費の支給について

いったん購入費全額を利用者が支払います。後日申請により、同年度10万円を上限に、利用者負担の割合分（▶P9）を差し引いた額が支給されます。

- 都道府県などの指定事業者から購入した場合に支給されます。
- 利用者負担分のみを事業者に支払い、安八郡広域連合が事業者へ保険給付分を直接支払う「受領委任払い」の制度があります。詳しくは安八郡広域連合へお問い合わせください。

## 福祉用具の利用の流れ

**福祉用具専門相談員が訪問します**
福祉用具専門相談員が訪問しますので、利用者の心身の状況などを伝えましょう。情報をもとに「福祉用具サービス計画書」が作成されます。

→

**計画書の内容を確認します**
作成された「福祉用具サービス計画書」を確認しましょう。福祉用具専門相談員から福祉用具の説明を受け、内容に問題がなければ同意します。

→

**利用開始**
福祉用具を利用します。

●福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与・販売事業所にいる福祉用具の専門家です。利用開始後も定期的に利用者宅を訪問し、福祉用具の点検や使用状況の確認を行います。

**福祉用具はインターネットで検索できます。**
公益財団法人テクノエイド協会　https://www.techno-aids.or.jp/

## ❋住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

# 住宅改修費支給

じゅうたくかいしゅうひしきゅう

要支援　要介護

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

対象となる住宅改修

●上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

### 住宅改修費の支給について

いったん改修費全額を利用者が支払います。後日20万円を上限に、利用者負担の割合分（▶P9）を差し引いた額が支給されます。

**事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されません。**

●利用者負担分のみを事業者に支払い、安八郡広域連合が事業者へ保険給付分を直接支払う「受領委任払い」の制度があります。詳しくは安八郡広域連合へお問い合わせください。

## 住宅改修の利用の流れ

ケアマネジャーなどに相談
（介護保険の対象になるかなども確認しましょう）

↓

施工事業者の選択・見積もり依頼
（複数の事業者を比較検討することをお勧めします）

↓

安八郡広域連合へ事前に申請

↓

安八郡広域連合の確認・承認

↓

工事の実施・完了／支払い

↓

各町の窓口へ領収書などを提出

↓

住宅改修費の支給

### 事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
  - ・ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
  - ・改修予定箇所の写真及び簡単な家の平面図（設置場所・本人の動線）を用いたもの

### 工事後に提出する書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
  - ・介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 完成後の状態を確認できる書類
  - ・改修前、改修後の日付入りの写真を添付
- 住宅の所有者の承諾書
  - ・改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合
- 安八郡広域連合が発行した住宅改修を許可した用紙
  - ・正と副がありますので、副を提出してください。

## 施設サービス　施設に入所して利用するサービスです。

**住所地特例が適用されます**　他市区町村の施設に入所して、その施設に住所変更した場合でも、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

### ❋生活全般の介護が必要な人が利用する施設

かい　ご　ろう　じん　ふく　し　し　せつ
# 介護老人福祉施設

**要介護**　※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が、日常生活上の介護を受けられる施設です。

サービス費用のめやす（1日につき）

| 要介護度 | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|---|---|---|---|
| 要介護1※ | 5,890円 | 5,890円 | 6,700円 |
| 要介護2※ | 6,590円 | 6,590円 | 7,400円 |
| 要介護3 | 7,320円 | 7,320円 | 8,150円 |
| 要介護4 | 8,020円 | 8,020円 | 8,860円 |
| 要介護5 | 8,710円 | 8,710円 | 9,550円 |

### ❋在宅復帰を目指す人が利用する施設

かい　ご　ろう　じん　ほ　けん　し　せつ
# 介護老人保健施設

**要介護**

（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや日常生活上の介護を受けられる施設です。

サービス費用のめやす（1日につき）

| 要介護度 | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|---|---|---|---|
| 要介護1 | 7,170円 | 7,930円 | 8,020円 |
| 要介護2 | 7,630円 | 8,430円 | 8,480円 |
| 要介護3 | 8,280円 | 9,080円 | 9,130円 |
| 要介護4 | 8,830円 | 9,610円 | 9,680円 |
| 要介護5 | 9,320円 | 10,120円 | 10,180円 |

### ❋長期療養と介護を一体的に受けられる施設

かい　ご　い　りょう いん
# 介護医療院

**要介護**

医学的管理のもとで長期療養が必要な人が、医療や日常生活上の介護を受けられる施設です。生活の場としての機能も持っています。

サービス費用のめやす（1日につき）

| 要介護度 | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|---|---|---|---|
| 要介護1 | 7,210円 | 8,330円 | 8,500円 |
| 要介護2 | 8,320円 | 9,430円 | 9,600円 |
| 要介護3 | 10,700円 | 11,820円 | 11,990円 |
| 要介護4 | 11,720円 | 12,830円 | 13,000円 |
| 要介護5 | 12,630円 | 13,750円 | 13,920円 |

### ■介護施設の部屋のタイプについて

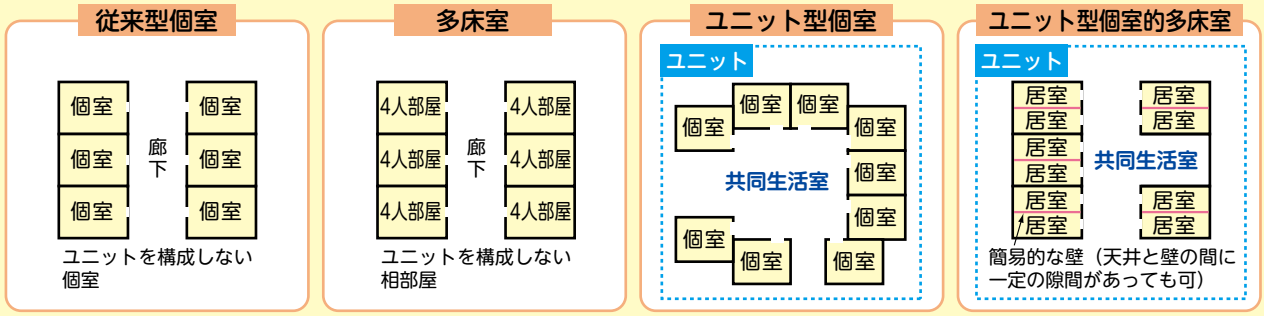


●個室　　：壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋
●ユニット：少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

## ※施設を利用したサービスの費用

利用者負担の割合分（▶P9）のほかに、居住費（短期入所サービスは滞在費）、食費、日常生活費が利用者の負担となります。

| サービス費用 | | 居住費等 | | 食　費 | | 日常生活費 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用者負担の割合分（▶P9） | ＋ | 全　額 | ＋ | 全　額 | ＋ | 全　額 |

**基準費用額**　居住費等、食費の利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■**基準費用額**〈1日につき〉　●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は（　）の金額です。

| 居住費等 | | | | 食　費 |
|---|---|---|---|---|
| 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | |
| 1,728円(1,231円) | 437円※(915円) | 2,066円 | 1,728円 | 1,445円 |

※令和7年8月から介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の基準費用額が697円になります（ショートステイ利用時も同様）。

### 低所得の人は負担を軽くする制度があります　申請が必要です

低所得の人は、申請により下表のA B両方に該当していると認定された場合、居住費等、食費は負担限度額までの負担となり、超えた分は「特定入所者介護（予防）サービス費」として介護保険が負担します。認定の有効期間は、申請月から翌年7月31日までです。継続して利用を希望する場合は、有効期間満了前に更新の手続きをしてください。

■**負担限度額**〈1日につき〉　●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は（　）の金額です。

| 利用者負担段階 | A課税状況等 | | B預貯金等 | 居住費等 従来型個室 | 居住費等 多床室 | 居住費等 ユニット型個室 | 居住費等 ユニット型個室的多床室 | 食費 施設サービス | 食費 短期入所サービス |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1段階 | 生活保護受給者等 | | 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下 | 550円(380円) | 0円 | 880円 | 550円 | 300円 | 300円 |
| | 世帯全員が住民税非課税 | 老齢福祉年金受給者 | | | | | | | |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税 | 課税年金収入額※1+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※2が80万円※3以下の人 | 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下 | 550円(480円) | 430円 | 880円 | 550円 | 390円 | 600円 |
| 第3段階① | 世帯全員が住民税非課税 | 課税年金収入額※1+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※2が80万円※3超120万円以下の人 | 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下 | 1,370円(880円) | 430円 | 1,370円 | 1,370円 | 650円 | 1,000円 |
| 第3段階② | 世帯全員が住民税非課税 | 課税年金収入額※1+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※2が120万円超の人 | 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下 | 1,370円(880円) | 430円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,360円 | 1,300円 |

※1、2　P9の「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」の説明を参照。「非課税年金」は遺族年金や障害年金などを指します。
※3　令和7年8月から変更予定です。

**預貯金等の範囲**

【対象となるもの】
預貯金、投資信託、有価証券、現金、時価評価額が容易に把握できる貴金属、負債（住宅ローン等）

【対象とならないもの】
生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額が把握できない貴金属、絵画、骨董品など

◉住民票上世帯が異なる配偶者（世帯分離や事実婚含む。ただしDV防止法における配偶者から暴力を受けた場合や行方不明の場合などは除く）も含みます。
◉第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）の預貯金等の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。
◉住民税課税世帯の人でも、一定の要件を満たせば特例的に第3段階②の負担限度額が適用される場合があります。

## 地域密着型サービス　地域のニーズに応じて提供されるサービスです。

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。地域の特性に応じたサービスのため、原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

### ❋通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

しょうきぼたきのうがたきょたくかいご

# 小規模多機能型居宅介護　要支援　要介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

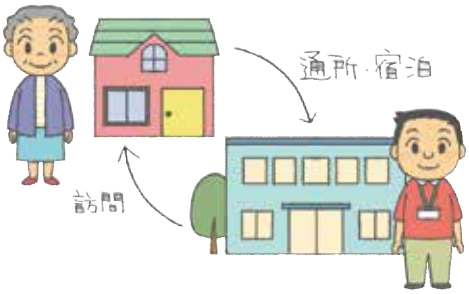


同一建物に居住する人以外の人が利用する場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1か月につき | 要支援1 | 34,500円 |
| | 要支援2 | 69,720円 |
| | 要介護1 | 104,580円 |
| | 要介護2 | 153,700円 |
| | 要介護3 | 223,590円 |
| | 要介護4 | 246,770円 |
| | 要介護5 | 272,090円 |

●緊急時などに短期利用ができる場合があります。

かんごしょうきぼたきのうがたきょたくかいご

# 看護小規模多機能型居宅介護　要介護　◆

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療のサービスが必要な人が利用できます。

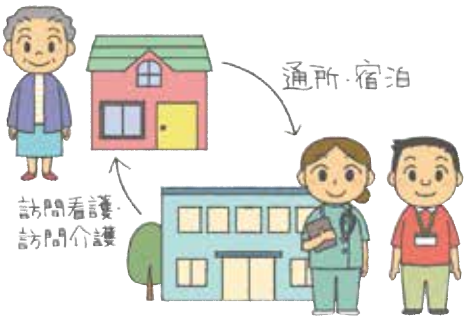


同一建物に居住する人以外の人が利用する場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1か月につき | 要介護1 | 124,470円 |
| | 要介護2 | 174,150円 |
| | 要介護3 | 244,810円 |
| | 要介護4 | 277,660円 |
| | 要介護5 | 314,080円 |

●緊急時などに短期利用ができる場合があります。
●通所と宿泊のサービスにも、看護サービス（療養上の世話または必要な診療の補助）が含まれます。

### ❋24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

ていきじゅんかいずいじたいおうがたほうもんかいごかんご

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護　要介護　◆

訪問介護と訪問看護が連携して、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用（訪問看護を利用しない場合） | サービス費用（訪問看護を利用する場合） |
|---|---|---|---|
| 1か月につき | 要介護1 | 54,460円 | 79,460円 |
| | 要介護2 | 97,200円 | 124,130円 |
| | 要介護3 | 161,400円 | 189,480円 |
| | 要介護4 | 204,170円 | 233,580円 |
| | 要介護5 | 246,920円 | 282,980円 |

◆印は、安八郡広域連合管内にはありませんが他市町村にあります。

## ❀日中通所して日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

### 地域密着型通所介護（デイサービス）　要介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

通常規模の事業所の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 7時間以上<br>8時間未満の場合<br>（送迎含む） | 要介護1 | 7,530円 |
| | 要介護2 | 8,900円 |
| | 要介護3 | 10,320円 |
| | 要介護4 | 11,720円 |
| | 要介護5 | 13,120円 |

●共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

### 認知症対応型通所介護　要支援　要介護

認知症の人を対象にした通所介護です。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

単独型を利用の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 7時間以上<br>8時間未満の場合<br>（送迎含む） | 要支援1 | 8,610円 |
| | 要支援2 | 9,610円 |
| | 要介護1 | 9,940円 |
| | 要介護2 | 11,020円 |
| | 要介護3 | 12,100円 |
| | 要介護4 | 13,190円 |
| | 要介護5 | 14,270円 |

## ❀認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　要支援　要介護

●要支援1の人は利用できません。

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

2ユニット以上の場合

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1日につき | 要支援2 | 7,490円 |
| | 要介護1 | 7,530円 |
| | 要介護2 | 7,880円 |
| | 要介護3 | 8,120円 |
| | 要介護4 | 8,280円 |
| | 要介護5 | 8,450円 |

●30日以内の短期利用もできる場合があります。

## ❋小規模な介護老人福祉施設

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（特別養護老人ホーム）

要介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

サービス費用のめやす（1日につき）

| 要介護度 | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|---|---|---|---|
| 要介護1※ | 6,000円 | 6,000円 | 6,820円 |
| 要介護2※ | 6,710円 | 6,710円 | 7,530円 |
| 要介護3 | 7,450円 | 7,450円 | 8,280円 |
| 要介護4 | 8,170円 | 8,170円 | 9,010円 |
| 要介護5 | 8,870円 | 8,870円 | 9,710円 |

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

## ❋夜間の訪問介護サービス

# 夜間対応型訪問介護

要介護 ◆

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。

オペレーションセンターを設置している場合

| 内　容 | サービス費用 |
|---|---|
| 基本夜間対応型訪問介護費 | 9,890円／月 |
| 定期巡回サービス | 3,720円／回 |
| 随時訪問サービス（Ⅰ） | 5,670円／回 |

## ❋小規模な介護専用型特定施設でのサービス

# 地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護 ◆

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、入居定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

| 内　容 | 要介護度 | サービス費用 |
|---|---|---|
| 1日につき | 要介護1 | 5,460円 |
| | 要介護2 | 6,140円 |
| | 要介護3 | 6,850円 |
| | 要介護4 | 7,500円 |
| | 要介護5 | 8,200円 |

◆印は、安八郡広域連合管内にはありませんが他市町村にあります。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。要介護認定を受けなくても、一人ひとりの生活や心身の状態に応じた介護予防のためのサービスが利用できます。「一般介護予防事業」と「サービス・活動事業（▶P23）」の2つがあります。

### 総合事業のサービスを利用するには

総合事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

65歳以上で心身の状態に不安を感じている人は、市区町村の窓口や地域包括支援センターで「基本チェックリスト」を受けましょう。

## ❀65歳以上の人のための介護予防の取り組み

### 一般介護予防事業（いっぱんかいごよぼうじぎょう） 65歳以上

65歳以上の人を対象とした、市区町村が行う介護予防の取り組みです。**要介護認定や基本チェックリストを受けることなく利用できます。**

#### このような取り組みに参加できます

- ◉介護予防についての各種講演会
- ◉介護予防に関するパンフレットの配布
- ◉栄養改善・口腔機能向上・認知症予防などについて学ぶ介護予防教室や体力づくり教室
- ◉住民主体の「通いの場」など介護予防活動の育成や支援
- ◉閉じこもりを防ぐための高齢者が気軽に集えるサロンや生きがいづくりのためのサークル活動
- ◉ほかの高齢者をサポートするボランティア養成講座

など

●市区町村によって行われる事業内容は異なります。詳しくは、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

### 住民主体の「通いの場」

地域の高齢者が自主的に通い、体操、茶話会、趣味活動などを行って介護予防や地域コミュニティの拠点となる場です。この「通いの場」への参加が「また来るのが楽しみ」「地域に入りやすくなった」「住民同士の見守りの場になった」というような、関わる人の意識の変化を生み、介護予防や地域のつながり、地域活動の活性化へつながっています。

参考

◉**地域がいきいき　集まろう！通いの場**（https://kayoinoba.mhlw.go.jp）

自宅でも健康を維持する方法や「通いの場」の情報を発信する厚生労働省の特設サイトです。

「オンライン通いの場アプリ」がダウンロードできます。

# サービス・活動事業（かつどうじぎょう）

事業対象者

要支援

事業対象者や要支援の人を対象とした介護予防の事業です。利用者の負担は原則としてサービス費用の1割、2割、3割（▶P9）です。このほか、内容や地域による加算などがあります。

◉要介護1～5の認定を受ける日以前から、継続的に総合事業を利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

◉市区町村によって行われる事業内容は異なります。詳しくは、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

## 訪問型サービス

### ●介護サービス事業者によるサービス（従前相当サービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつの介護などの「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」を行います。

### ●このほかの訪問型サービス

- 民間企業やボランティアなどによる掃除・洗濯などの生活援助
- 保健師などの専門職による居宅での相談や指導などの短期集中予防サービス　など

## 通所型サービス

### ●介護サービス事業者によるサービス（従前相当サービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用します。生活機能向上のための選択的サービスも利用できます。

### ●このほかの通所型サービス

- 民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス　など

## その他生活支援サービス

- 見守りや栄養改善を目的とした配食サービス
- 地域住民やボランティアによる、定期的な安否確認や緊急時の対応を行う見守り
- 訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供する、自立支援に役立つ生活支援

# ＊保険証・負担割合証

介護保険の被保険者には一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。（負担割合証は、認定を受けた方のみ郵送されます。）

**65歳以上の人**（第1号被保険者）… 65歳に到達する月に交付されます。

**40～64歳の人**（第2号被保険者）… 認定を受けた場合に交付されます。

**保険証・負担割合証は、サービスを利用するときなどに欠かせないものです。大切に扱いましょう。**

## 保険証

- 保険証の番号を確認しましょう。
- 住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。
- 裏面の注意事項をよく読みましょう。

※市区町村によって保険証の様式が異なる場合があります。
※記載内容に変更が生じたら14日以内に届出が必要です。

## 負担割合証

※年1回更新で郵送されます。

- 認定された要介護状態区分等
- 認定した年月日など
- 認定の有効期間
- 居宅サービス等の1か月に利用できる上限
- 個別のサービスの上限を設定（設定しない場合はこの欄はありません）
- 利用できるサービスの指定がある場合に記載（指定がある場合、そのサービス以外の給付は受けられません）

- 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載
- ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等を記載
- 施設サービス等を利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日を記載

# ＊医療機関・サービス事業者一覧

## 神戸町

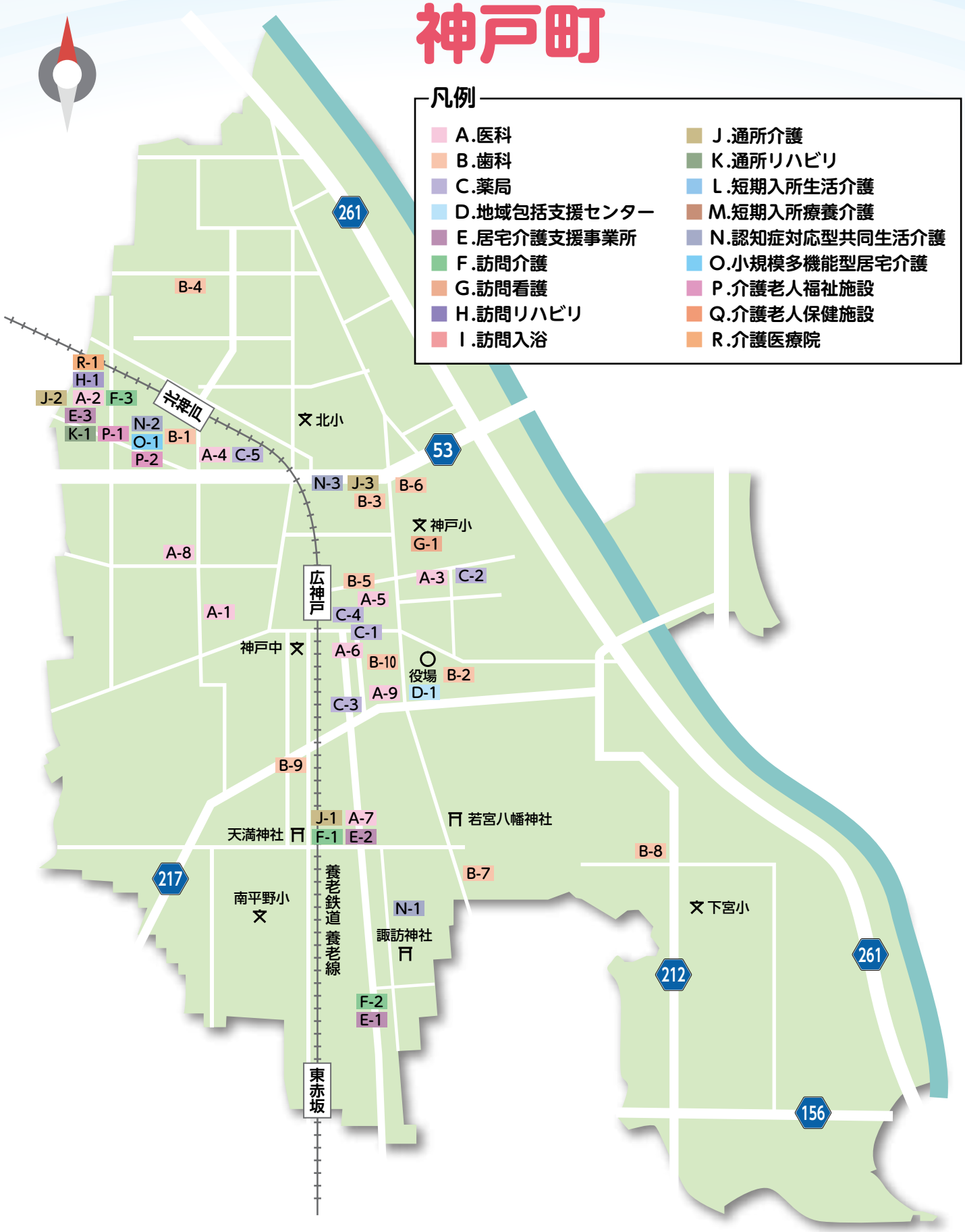

# ●神戸町

## A. 医科

| 通番 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| A-1 | 大垣北クリニック | 神戸町末守737-1 | 27-1050 |
| A-2 | 黒川胃腸科外科クリニック | 神戸町北一色3-1 | 27-8800 |
| A-3 | 下野内科 | 神戸町大字神戸955 | 27-7777 |
| A-4 | 小児･アレルギー クリニック in GODO | 神戸町北一色582-2 | 27-5115 |
| A-5 | 高田医院 | 神戸町大字神戸468 | 27-2015 |
| A-6 | 田中医院 | 神戸町大字神戸182 | 27-2037 |
| A-7 | ヒフカクリニックのりこ | 神戸町八条282-2 | 27-1255 |
| A-8 | まちだ眼科 | 神戸町末守1017-1 | 28-0228 |
| A-9 | まつながファミリークリニック | 神戸町大字神戸1705-1 | 27-5231 |

## B. 歯科

| 通番 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| B-1 | 碧の杜歯科クリニック | 神戸町北一色552-3 | 71-8145 |
| B-2 | 飯沼歯科医院 | 神戸町大字神戸1226-1 | 27-7500 |
| B-3 | 宇野歯科医院 | 神戸町大字神戸633-2 | 27-2178 |
| B-4 | おかべ歯科 | 神戸町北一色912-5 | 27-8148 |
| B-5 | 河合歯科医院 | 神戸町大字神戸159-2 | 27-2216 |
| B-6 | きいとすデンタルクリニック | 神戸町丈六道341-7 | 27-7710 |
| B-7 | はやし歯科医院 | 神戸町前田138-3 | 27-8889 |
| B-8 | ヒロ歯科クリニック | 神戸町瀬古1093-2 | 27-8999 |
| B-9 | まちだ歯科 | 神戸町西保290-1 | 27-9988 |
| B-10 | よねだ歯科クリニック | 神戸町大字神戸1129-3 | 27-0055 |

## C. 薬局

| 通番 | 薬局名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| C-1 | ごうど調剤薬局 | 神戸町大字神戸167 | 27-1820 |
| C-2 | サンセイ調剤薬局　神戸店 | 神戸町大字神戸967-1 | 71-7767 |
| C-3 | しょうなん調剤薬局　神戸店 | 神戸町大字神戸1706-1 | 71-8990 |
| C-4 | 丸善薬局 | 神戸町大字神戸119 | 27-2040 |
| C-5 | もちの木薬局 | 神戸町北一色582-3 | 28-1171 |

## D. 地域包括支援センター

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| D-1 | 神戸町地域包括支援センター | 神戸町大字神戸1111 | 27-1158 |

## E. 居宅介護支援事業所

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| E-1 | 神戸在宅ケアサービス | 神戸町大字加納116-2 | 27-8844 |
| E-2 | 神戸町社協居宅介護支援事業所 | 神戸町大字八条258-2 | 28-1025 |
| E-3 | みどりの郷介護支援センター | 神戸町大字北一色14 | 71-9816 |

## F. 訪問介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| F-1 | 神戸町訪問介護ステーション | 神戸町大字八条258-2 | 28-0200 |
| F-2 | スローライフ介護風庵 | 神戸町大字加納116-2 | 27-5200 |
| F-3 | ヘルパーステーションライズ | 神戸町大字北一色2-1 | 27-1020 |

## G. 訪問看護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| G-1 | はやかわ訪問看護<br>ステーション神戸出張所 | 神戸町大字神戸959-1<br>アムールサカエA棟102 | 71-6660 |

## H. 訪問リハビリ

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| H-1 | 黒川胃腸科外科クリニック | 神戸町大字北一色3-1 | 27-8803 |

## J. 通所介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| J-1 | 神戸町デイサービスセンター | 神戸町大字八条258-2 | 28-1021 |
| J-2 | デイサービスセンターライズ | 神戸町大字北一色2-1 | 27-1020 |
| J-3 | デイサービス夢の郷 | 神戸町大字丈六道59 | 28-0710 |

## K. 通所リハビリ

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| K-1 | みどりの郷 | 神戸町大字北一色14 | 27-8803 |

## N. 認知症対応型共同生活介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| N-1 | グループホームごうどの憩 | 神戸町大字加納178 | 28-1080 |
| N-2 | グループホームりんどう | 神戸町大字北一色555-1 | 27-1130 |
| N-3 | グループホーム夢の郷 | 神戸町大字丈六道59 | 28-0711 |

## O. 小規模多機能型居宅介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| O-1 | りんどう | 神戸町大字北一色555-1 | 27-1130 |

## P. 介護老人福祉施設

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| P-1 | 特別養護老人ホームラック | 神戸町大字北一色10 | 28-1300 |
| P-2 | 特別養護老人ホームりんどう | 神戸町大字北一色555-1 | 27-1130 |

## R. 介護医療院

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| R-1 | 黒川クリニック付属介護医療院<br>(黒川胃腸科外科クリニック内) | 神戸町大字北一色3-1 | 27-8800 |

# 事業者一覧

名神高速道路
G-1
F-2
N-2
F-1
E-1
福束小
J-2
J-1
B-2
大藪小
N-1
23
30
B-1
A-3
Q-1
M-1
L-1
法養寺
E-2
J-3
役場
輪之内中
P-1
D-1
220
219
232
A-2
C-1
仁木小
A-1
C-2
輪之内町
凡例
A.医科
B.歯科
C.薬局
D.地域包括支援センター
E.居宅介護支援事業所
F.訪問介護
G.訪問看護
H.訪問リハビリ
I.訪問入浴
J.通所介護
K.通所リハビリ
L.短期入所生活介護
M.短期入所療養介護
N.認知症対応型共同生活介護
O.小規模多機能型居宅介護
P.介護老人福祉施設
Q.介護老人保健施設
R.介護医療院

## ●輪之内町

### A. 医科

| 通番 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| A-1 | 荒川医院 | 輪之内町大吉新田562 | 69-2383 |
| A-2 | 西脇医院 | 輪之内町下大榑新田430-1 | 69-5070 |
| A-3 | 輪之内クリニック | 輪之内町四郷1330 | 68-1008 |

### B. 歯科

| 通番 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| B-1 | いちはし歯科医院 | 輪之内町福束新田18 | 69-3881 |
| B-2 | 野田歯科医院 | 輪之内町楡俣新田525-1 | 68-1123 |

### C. 薬局

| 通番 | 薬局名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| C-1 | しょうなん調剤薬局輪之内店 | 輪之内町下大榑新田427-8 | 69-4001 |
| C-2 | まもる薬局 | 輪之内町大吉新田1076-1 | 68-1171 |

### D. 地域包括支援センター

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| D-1 | 輪之内町地域包括支援センター | 輪之内町四郷2530-1 | 68-2766 |

### E. 居宅介護支援事業所

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| E-1 | 居宅介護支援事業所ゆとり | 輪之内町南波380-1 | 68-1135 |
| E-2 | ケアマネステーションわのうち | 輪之内町四郷2537-1 | 69-5150 |

### F. 訪問介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| F-1 | あみーごライフ輪之内 | 輪之内町南波150-1 | 69-5255 |
| F-2 | 訪問介護ゆとり | 輪之内町南波318-1<br>ムーンテラス片山S-202 | 68-1218 |

### G. 訪問看護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| G-1 | 訪問看護ステーションまごころ | 輪之内町南波318-1<br>ムーンテラス片山S-202 | 68-1218 |

### J. 通所介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| J-1 | 泰寿デイサービスセンター | 輪之内町楡俣新田391-1 | 68-1215 |
| J-2 | デイサービスリハスル | 輪之内町楡俣666-2 | 69-5688 |
| J-3 | 輪之内町デイサービスセンター | 輪之内町四郷2537-1 | 69-4433 |

### L. 短期入所生活介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| L-1 | 特別養護老人ホームハピネスビラ | 輪之内町中郷新田2408 | 69-5551 |

### M. 短期入所療養介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| M-1 | 介護老人保健施設輪之内ビラ | 輪之内町四郷1330 | 68-1008 |

### N. 認知症対応型共同生活介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| N-1 | さくら悠輪苑 | 輪之内町四郷288 | 69-5561 |
| N-2 | グループホームナンウェーブ | 輪之内町南波380-1 | 68-2775 |

### P. 介護老人福祉施設

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| P-1 | 特別養護老人ホームハピネスビラ | 輪之内町中郷新田2408 | 69-5551 |

### Q. 介護老人保健施設

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| Q-1 | 介護老人保健施設輪之内ビラ | 輪之内町四郷1330 | 68-1008 |

# 安八町

凡例
A.医科
B.歯科
C.薬局
D.地域包括支援センター
E.居宅介護支援事業所
F.訪問介護
G.訪問看護
H.訪問リハビリ
I.訪問入浴
J.通所介護
K.通所リハビリ
L.短期入所生活介護
M.短期入所療養介護
N.認知症対応型共同生活介護
O.小規模多機能型居宅介護
P.介護老人福祉施設
Q.介護老人保健施設
R.介護医療院
21
31
171
220
18
219
23
B-6
結小
C-1 A-5
東安中
B-3 A-6
N-1
G-1
B-2
東海道新幹線
浄満寺
教順寺
L-2
P-2 K-1
A-7
A-1
N-2
C-2 C-3 B-5
E-1
B-4
名森小
役場
A-8
D-1
B-1
C-4
A-2
P-1 L-1
F-2
E-2
A-4
F-1
登龍中
牧小
A-3
安八スマートIC
名神高速道路

## ●安八町

### A. 医科

| 通番 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| A-1 | 安八診療所 | 安八町南今ケ渕270-2 | 64-3616 |
| A-2 | 石田医院 | 安八町氷取739 | 64-2012 |
| A-3 | いちはら皮フ科 | 安八町南條695-1 | 64-5557 |
| A-4 | 岩田内科クリニック | 安八町森部1383-1 | 63-0038 |
| A-5 | おおくま内科クリニック | 安八町東結1520-1 | 61-1215 |
| A-6 | にわ整形外科 | 安八町東結1509-1 | 62-7811 |
| A-7 | 山中ジェネラルクリニック | 安八町森部1870-1 | 63-2333 |
| A-8 | 吉田医院 | 安八町城1-6 | 64-3800 |

### B. 歯科

| 通番 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| B-1 | あべ歯科医院 | 安八町牧3309 | 64-6487 |
| B-2 | あんどう歯科 | 安八町西結2782-4 | 62-6480 |
| B-3 | いまい歯科医院 | 安八町東結1514-1 | 62-3130 |
| B-4 | 川合歯科医院 | 安八町南今ケ渕507 | 64-4478 |
| B-5 | かわせ歯科 | 安八町南今ケ渕570-2 | 63-1898 |
| B-6 | しらき歯科クリニック | 安八町東結481-1 | 62-6677 |

### C. 薬局

| 通番 | 薬局名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| C-1 | 金の鈴薬局安八店 | 安八町東結1520-1 | 61-1311 |
| C-2 | トーカイ薬局安八店 | 安八町南今ケ渕429-2 | 64-6906 |
| C-3 | 豊田薬局安八店 | 安八町南今ケ渕480-1 | 64-4028 |
| C-4 | なもり薬局 | 安八町城2-47 | 47-6013 |

### D. 地域包括支援センター

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| D-1 | 安八町地域包括支援センター | 安八町氷取161 | 64-7104 |

### E. 居宅介護支援事業所

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| E-1 | あんぱちケアマネセンター | 安八町南今ケ渕400 | 47-7704 |
| E-2 | たいよう | 安八町大森424-1 2F | 090-1622-5678 |

### F. 訪問介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| F-1 | サンサンひかり | 安八町大森424-1 2F | 090-1622-5678 |
| F-2 | プランニングケアステーション | 安八町大森277 | 47-8912 |

### G. 訪問看護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| G-1 | ささゆり訪問看護ステーション | 安八町西結1969-2 | 84-9889 |

### K. 通所リハビリ

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| K-1 | 通所リハビリテーションアトラス | 安八町森部1870-1 | 63-2333 |

### L. 短期入所生活介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| L-1 | 特別養護老人ホームあすわ苑 | 安八町中須410-1 | 64-5505 |
| L-2 | サンライズ長良ショートステイ | 安八町森部1875-1 | 64-2328 |

### N. 認知症対応型共同生活介護

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| N-1 | サテライト　グループホーム<br>さくら悠輪苑　むすぶの家 | 安八町東結1064-1 | 61-0801 |
| N-2 | グループホームまき | 安八町牧127-1 | 63-0123 |

### P. 介護老人福祉施設

| 通番 | 事業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| P-1 | 特別養護老人ホームあすわ苑 | 安八町中須410-1 | 64-5505 |
| P-2 | 特別養護老人ホーム<br>サンライズ長良 | 安八町森部1875-1 | 64-2328 |

## 安八郡広域連合

住　　所：〒503-0126
　　安八郡安八町中須410-1
電　　話：0584-63-2050
F　A　X：0584-63-0052



### 神戸町役場　健康福祉課

住所：神戸町大字神戸1111
電話：0584-27-0175

### 輪之内町役場　福祉介護課

住所：輪之内町四郷2530
電話：0584-69-3128

### 安八町役場　福祉課

住所：安八町氷取161
電話：0584-64-7104



リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

UD FONT by MORISAWA　ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

禁無断転載©東京法規出版
KG013050